

いわきエネルギーパーク新設計画に係る環境影響評価方法書  
に対する知事意見について

1 総括的事項について

- (1) 環境影響評価を実施する際には、最新の知見及び評価手法を可能な限り採用すること。  
また、環境影響評価の結果を分かりやすい内容とするため、環境影響の予測及び評価を行うに当たってはできる限り定量的な手法を用いること。
- (2) 環境影響評価を行う過程において、新たに変更要因が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- (3) 本事業の目的について、原子力発電所に代わる、安全かつ安定したベース電源を新設し電力の安定供給に貢献すべく、石炭火力発電所の建設構想に至ったとしていることから、本事業の決定に至った経緯及び必要性について可能な限り詳細に示すこと。特に規模（出力）の算定根拠については可能な限り定量的に示した上で、必要に応じて規模の再検討を行うこと。
- (4) 本知事意見の内容を十分に踏まえた上で、その結果を環境影響評価準備書以降の図書の作成に反映させること。また、必要に応じて関係機関と事前に協議すること。

2 大気質について

- (1) 石炭火力発電所は、天然ガス等を燃料とした発電所から比べると発熱量当たりの二酸化炭素の排出量が多いことから、二酸化炭素を削減するための措置としては、現有の技術を十分に活用し、二酸化炭素排出量を正確に把握した上で、二酸化炭素の削減対策として最良なものの導入について検討するとともに、その検討した経緯及びその結果を記載すること。
- (2) 石炭・石炭灰に係る保管・運搬・搬入搬出方法について飛散防止対策を具体的に丁寧に取りまとめるとともに、できるだけ石炭粉じんを環境影響評価項目に選定する方向で検討し、選定しなかった場合はその理由を丁寧に解説すること。
- (3) 本事業において燃料として使用する石炭には水銀等が含まれており、大気環境への影響が考えられることから、施設の稼働時の排ガスに係る「有害物質」（Cd, Pd, Hg, Cr）を環境影響評価項目として追加することを検討すること。
- (4) 本事業が市街地近傍の内陸部で行われることから、同事業から発生するばい煙による環境影響については、できる限り回避・低減するように常に細心の注意を払うこと。
- (5) ばい煙による環境影響の低減対策として、煙突を高くすることが知られているが、煙突高を 59m と決定した経緯や根拠が不明なので、このことについて明らかにするとともに、必要に応じて煙突を高くすること。
- (6) 建設機器等については排出ガス対策型の機種を使用するなど、できる限り工事中の排出ガスの低減に努めること。
- (7) 本事業の発電施設からのばい煙については、容易に排出基準との比較ができるよう

に工夫して取りまとめること。

- (8) 風配図を利用する等により、大気質に係る調査・予測地点等については合理的に選定すること。
- (9) 大気への影響を予測する上で重要な気象に関する情報については、揚土局及び大原局の他に、過去に測定を行っていた高坂局及び下神谷局分も活用を検討すること。

### 3 水質について

- (1) 有害物質等が排水中に検出される可能性がある場合は、必要に応じて当該有害物質等について予測及び評価を行うこと。また、実施しない場合は、その理由を当該有害物質等の量・濃度等を明示して説明すること。
- (2) 本事業においては、好間川に対する温排水の影響の可能性が考えられることから、施設稼働時の温排水に係る「水温」を環境影響評価項目として選定し、好間川への水温影響を予測及び評価することを検討すること。

### 4 動植物について

- (1) 動植物に係る重要種が新たに発見された場合は、当該重要種に対する環境影響評価を実施等するとともに、必要に応じて環境保全措置を適正に行うこと。
- (2) 本事業においては、温排水が好間川へ排出されることから、温排水が好間川に達するまでに同程度の水温にならない場合は、好間川及び夏井川に生息する動植物への影響が考えられるため、施設の稼働時の温排水に係る「河川に生息する動植物」については環境影響評価を実施することを検討すること。

### 5 騒音について

- (1) 当該事業実施区域の隣接地には人と自然との触れ合いの活動の場として好間中央公園、及び工業団地入口に一般住宅等があることから、工作物の存在及び供用時の「騒音」、「振動」及び「低周波音」については環境影響評価項目として選定することを検討すること。
- (2) 工作物の存在及び供用下における騒音防止対策を、できるだけ具体的、かつ丁寧に解説すること。

### 6 景観について

景観については、地域住民に親しまれている身近なものについても重要であり、大型の煙突が設置されることで、地域住民が日頃から見慣れている景観もかなり変化すると考えられることから、主要な眺望点として対象事業実施区域周辺の集落等を広く選定し、予測及び評価を行うこと。

### 7 廃棄物について

- (1) 「工事の実施」及び「工作物の存在及び供用」時において発生する廃棄物の種類、発生量及び処分方法については丁寧に取りまとめるとともに、廃棄物の発生抑制対策について所要の検討を行い、適切に環境保全措置を講じること。
- (2) 建設発生土等の建設副産物の処分方法等について丁寧に解説すること。